

読谷村景観地区助成金のお知らせ

読谷村では、景観地区内における良好な景観形成を推進するため、赤瓦葺きや石垣・生垣の設置、外壁塗装にかかる工事費等の一部を助成します。 ※予算の範囲内での助成となります。

助成対象区域

- ・ヤチムンの里地区景観地区
- ・座喜味城跡地区景観地区

助成対象行為

	助成対象経費	助成要件	助成額
赤瓦設置等工事	補修等又は設置に係る工事費	沖縄県産赤瓦を使用すること	2分の1以内とし、200万円を限度とする
石垣設置等工事	補修等又は設置に係る工事費	琉球石灰岩を使用すること	2分の1以内とし、50万円を限度とする
生垣設置工事	設置に係る経費	地域植生と調和させること	2分の1以内とし、20万円を限度とする
外壁塗装工事	外壁の塗り替えに係る経費	景観地区の色彩基準に適合すること	2分の1以内とし、50万円を限度とする

※助成金の額は、千円単位とし、千円未満は切り捨てます。

※新設の際に助成を受けたものについては、その後の補修又は修繕に関して、原則1回のみ助成金の交付を受けることができます。

※既設の赤瓦又は石垣については、補修又は修繕に関して、原則1回のみ助成金の交付を受けることができます。

※石垣及び生垣については、公共の場所から容易に望見される部位とします。

※外壁塗装工事については、景観地区条例の施行日前に建築された建築物で、次のア又はイのいずれかに該当することとし、原則1回のみ助成金の交付を受けることができます。ただし、条例の施行日以降に塗り替えを行った建築物は助成の対象外とします。

ア 外壁の色彩が景観地区の外壁の色彩の基準に適合していない外壁

イ 築20年以上が経過し、かつ、経年劣化等により周辺の景観と著しく調和を欠いている外壁

問合せ先

読谷村役場 建設整備部 都市計画課 都市計画係

TEL 098-982-9220（直通）